

# 院内感染防止対策に関する取組事項

## 1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院は、患者様やご家族、職員をはじめ、病院に関わるすべての人を感染から守るため、適切な院内感染防止対策に取り組みます。

## 2. 感染防止対策に関する取組事項

### ①. 院内感染防止対策組織について

院内感染管理者である院長を中心に感染対策部門を設置し、日常的に感染防止対策に関する問題点を把握し、改善策を講じるなどの活動を行います。

### ②. 職員研修について

職員を対象とした感染防止対策に関する研修会を年2回以上開催し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について周知徹底します。

### ③. 院内感染発生時の対応について

院内において届出義務のある感染症患者が発生、または疑われる場合は、感染拡大の防止に努めるとともに、感染症法に準じて行政機関に報告します。また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や横須賀保健所と速やかに連携し対応します。

### ④. 抗菌薬適正使用のための方策

厚生労働省「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正使用を推進しています。

### ⑤. 他の医療機関との連携体制

横須賀市医師会および神奈川県第一種協定指定医療機関が主催する感染管理地域連携カンファレンスに年2回以上参加し、近隣医療機関と共に感染対策の向上に努めます。

### ⑥. 患者様への情報提供について

感染症の流行が見られる場合には、院内掲示物やホームページ等で情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。また、院内感染防止対策指針はこちらで閲覧することができます。

### ⑦. その他

・職員は自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。

・「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知と遵守の徹底を図るとともに、見直し及び改訂を継続的に行います。